

[事案 2023-226] 年金増額請求

・令和6年6月19日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載されているとおりの金額の年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年9月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、平成9年10月頃に保険会社から受け取った設計書(年金受取予想額を案内する内容)に記載されている「年金年額」どおりの金額の年金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、設計書記載の年金年額は配当金含みの金額と主張している。
- (2) 設計書には、「被保険者が生存されている間、年金をお支払いします」との記載や、「年金は生涯(終身)にわたってお支払いします」と記載されている。配当金は、将来を確約した金額ではないのであるから、保険会社が主張するように配当金含みの年金年額に対して、「生涯(終身)にわたってお支払いします」という文言を入れて、だましの手口のような書面を社名入りで通常提示することなどあるはずはない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書は、あくまでも目安として参考にしていただくことを目的として計算したものであり、「記載しております金額は、作成日現在の配当率や配当積立利率に基づいて計算した予想額であり、今後増減することがあります。したがって、将来のお支払いを保証するものではありません。」と記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載されているとおりの金額の年金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。